



資料 1

2024年 5 月22日

日本学術会議の自主的な改革について

－ 「社会のための科学」の強化に向けて－

日本学術会議副会長 日比谷潤子

21世紀のアカデミーの役割

○ 世界のアカデミーの役割の変化

科学技術振興政策中心 ⇒ 科学的助言機能の強化を付加

○ 1999 年 ブダペスト宣言（「科学と科学知識の利用に関する世界宣言」）

1. 知識のための科学: 進歩のための知識

2. 平和のための科学

3. 開発のための科学

4. 社会における科学と社会のための科学

○ 2005年8月 報告: 新しい学術の在り方 — 真の science for society を求めて —

○ 2007年3月 対外報告 提言: 知の統合 — 社会のための科学に向けて —

○ 2005年10月 日本学術会議法の一部を改正する法律施行

- ・ 学術研究団体を基礎とした推薦制 ⇒ 現会員等による推薦制(コ・オプテーション)

個別の学協会の利害にとらわれない政策提言

- ・ 7部制 ⇒ 3部制 (部の大括り化)

新分野・融合分野の出現に柔軟・的確に対応

- ・ 研究連絡委員会 ⇒ 連携会員を新設

緊急の課題・新たな課題に柔軟・迅速に対処

「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」

（令和3年4月22日日本学術会議総会）

- 5要件の明確化
- 国際活動の強化
- 意思の表出と科学的助言機能の強化
- 対話を通じた情報発信力の強化
- 会員選考プロセスの説明責任の向上
- 事務局機能の強化

課題別委員会の設置

- 2005年10月 第20期第1回総会において課題別委員会を設置（※会則改正）

役割：社会が抱えるその時々課題のうち特に重要な課題について審議し、科学者コミュニティを集約した適切な意見を時宜に応じて提言する

要件：学際的・分野横断的で緊急に意思の表出が必要な政策課題、政府等から検討の依頼のあった課題であるなど日本学術会議として審議することが社会的に求められている課題、または社会的に必要であって日本学術会議から社会に意思の表出等を行う必要があると考えられる課題

第25期(2020-2023年)課題別委員会の例

- 我が国の学術の発展・研究力強化に関する検討委員会
審議依頼(府総第104号-1、府科事第344号-1)に回答
「研究力強化ー特に大学等における研究環境改善の視点からーに関する審議について」
- オープンサイエンスを推進するデータ基盤とその利活用に関する検討委員会
審議依頼(府総第104号-2、府科事第344号-2)に回答
「研究DXの推進ー特にオープンサイエンス、データ利活用推進の視点からーに関する審議について」
- 自動運転の社会実装と次世代モビリティによる社会デザイン検討委員会
提言「自動運転の社会実装と次世代モビリティによる社会デザイン」

従来のボトムアップ型に加えて、リーダーシップ型で迅速に社会課題に対応する仕組みも導入
中長期・短期双方を視野に入れたバランスのとれた活動を展開

若手アカデミーの設置と活動

- ・ 2014年10月 若手アカデミーを設置（※会則改正）
- ・ 日本学術会議若手アカデミー（Young Academy of Japan）は、人文・社会科学と自然科学にまたがる多様な分野にわたる45歳未満の研究者で構成（会員又は連携会員）

任務

- (1) 若手科学者の視点を活かした提言
- (2) 若手科学者ネットワークの運営
- (3) 若手科学者の意見収集と問題提起
- (4) 若手科学者の国際交流
- (5) 産業界、行政、NPO等との連携
- (6) 科学教育の推進
- (7) その他若手アカデミーの目的の達成に必要な事業

第26期の活動

1. 具体的な諸問題に取り組む7つの分科会活動
2. 分野横断的かつ公的な若手研究者の組織としてのシンクタンク活動・発信
3. 日本学術会議の活動や発信への若手研究者視点の反映

分科会

- ・ 学術の未来を担う人材育成分科会
- ・ ワーク・ライフ・バランス分科会
- ・ 若手主導の異分野融合研究の推進に関する分科会
- ・ 国際分科会
- ・ 地域社会とアカデミアの連携に関する分科会
- ・ 未来を拓く学術イノベーション分科会
- ・ 情報発信分科会

若手アカデミーの設置と活動

○ 見解「2040年の科学・学術と社会を見据えていま取り組むべき10の課題」(令和5(2023)年9月28日)を発出・公表



- ・45 歳未満の人文・社会科学・自然科学の研究者が分野を越えて結集
 - ・今後 20 年のイノベーション創出を学術の立場から担う当事者が日本のイノベーション創出を阻む要因について俯瞰的に分析、改善策を提案
- 1 基盤的・伝統的分野における知識や技術の蓄積
 - 2 越境研究や地域連携に対する評価や支援の拡充
 - 3 博士号取得者を擁するコアファシリティの拡充
 - 4 セクターを超えた共創プラットフォームの整備
 - 5 競争的資金を活用するための基盤的経費の拡充と研究支援人材の増強
 - 6 科学技術外交に関わるキャリアパスの整備
 - 7 過度な経営的視点や失敗を許さない前例踏襲主義からの脱却
 - 8 教育費の家計負担の軽減
 - 9 アカデミア自身の“業界体質”の改善
 - 10 博士号取得者のセクターを超えた活用とジョブ型雇用の促進

2023年7月 若手アカデミーの企画による学術フォーラムを開催

若手アカデミーの設置と活動

○ 見解「2040年の科学・学術と社会を見据えていま取り組むべき10の課題」(令和5(2023)年9月28日)を発出・公表

積極的な発信

2023.8.3. 毎日新聞「科学と社会 より良い関係を」、2023.10.3. TBSラジオ

2023.10.25. Nature Japanese research is no longer world class – here's why
<https://www.nature.com/articles/d41586-023-03290-1>

2023.8.3
毎日新聞

2023.10.3
TBSラジオ

2023.10.25
Nature

国際活動の強化

社会的課題の解決に向け、各国アカデミーとの連携を推進

赤字: 日学の実組(第25期(2020-2023年)) 青字: 日学の実組(第26期(2023-2026年)) 緑字: 外部有識者の評価

- 2026年9月(第26期末)までの戦略策定(必要に応じて随時見直し)
<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/siryo184-2.pdf> (p. 43- 50)
 - 各国アカデミーと協働で、グローバルな社会的課題に提言
COVID-19に関するGサイエンス声明等が、国内外の政策立案に活用される
 - 国際アドバイザリーボードの設置準備中
現在の社会課題に一国のアカデミーのみで対応するには限界があることに鑑み、学術・ナショナルアカデミーのあり方を含め、日本が積極的に国際的な役割を果たすことが目的
- *「国際的なプレゼンスの向上は大変に良くなった」

日本学術会議の国際活動 ― 学術のグローバルコミュニティとともに

- **学術のグローバルコミュニティとともにとともに日本の学術、アカデミアが果たすべき役割**
 - ✓ 国際的な連携・交流を通じた**日本と世界の学術の発展**
 - ✓ **社会課題の解決に向けて、国際的な連携により学術が役割を果たす**

社会課題の解決にむけた科学的助言、連携・協力

○ **Gサイエンス学術会議**（サイエンス7（S7））

- ・ G7サミットに向けた政策提言を目的とした**G 7 各国のナショナルアカデミーによる会合**
- ・ **Gサイエンス学術会議2023を日本学術会議が主催**（2023年3月）。
G 7 各国アカデミー代表とともに、**共同声明を岸田総理に手交**。

[Gサイエンス学術会議2023共同声明]

- ・ 気候変化に伴うシステミックリスクに対応する分野横断的意思決定を支える科学技術
- ・ 知見の共有とイノベーションによる高齢者の健康増進とより良いウェルビーイングの実現
- ・ 海洋と生物多様性の再生・回復



岸田総理への共同声明手交

○ **サイエンス20**（S20： G20サミットに向けた政策提言を行うことを目的としたG20各国のアカデミーによる会合）

- ・ サイエンス20（S20）がインドで開催（2023年7月）。エネルギー、健康などに関わる声明発出。

○ **アジア学術会議**の設立を提唱、事務局を務める

- ・ **学術会議の提唱により発足。発足時より事務局を務める**。現在、アジア地域の18か国・地域から31のアカデミー等が参加

○ **アカデミー・プレジデント会議**

- ・ 毎年STSフォーラムの機会にAcademy of Science Presidents' Meeting を主催。
2023年は、アカデミー会長等と海洋の生態系と生物多様性の回復及び保全について議論。

日本学術会議加入国際学術団体一覧（42団体（令和5年8月現在））

- **多くの団体で日本人幹部が活躍**
✓ 分担金を拠出 **✓ 各分野で存在感**

No.	国際学術団体名称（日本語名）	加盟年	
		元号	西暦
1	国際学術会議（ISC） （旧：国際科学会議（ICSU）、国際社会科学評議会（ISSC））	平成30	2018
2	国際天文学連合（IAU）	昭和24	1949
3	国際測地学及び地球物理学連合（IUGG）	昭和24	1949
4	国際純正・応用化学連合（IUPAC）	昭和24	1949
5	国際純粋・応用物理学連合（IUPAP）	昭和24	1949
6	国際電波科学連合（URSI）	昭和24	1949
7	国際生物科学連合（IUBS）	昭和24	1949
8	国際地理学連合（IGU）	昭和24	1949
9	国際数学連合（IMU）	昭和24	1949
10	太平洋学術協会（PSA）	昭和24	1949
11	国際結晶学連合（IUCr）	昭和25	1950
12-1	国際科学史・科学基礎論連合〔科学基礎論部門〕 （IUHPST-DLMPST）	昭和25	1950
12-2	国際科学史・科学基礎論連合〔科学史部門〕 （IUHPST-DHST）	昭和25	1950
13	国際理論・応用力学連合（IUTAM）	昭和25	1950
14	国際生理科学連合（IUPS）	昭和27	1952
15	国際光学委員会（ICO）	昭和29	1954
16	国際生化学・分子生物学連合（IUBMB）	昭和31	1956
17	南極研究科学委員会（SCAR）	昭和34	1959
18	宇宙空間研究委員会（COSPAR）	昭和34	1959
19	海洋研究科学委員会（SCOR）	昭和36	1961
20	国際地質科学連合（IUGS）	昭和37	1962
21	国際純粋・応用生物物理学連合（IUPAB）	昭和38	1963
22	科学技術データ委員会（CODATA）	昭和43	1968
23	国際経済学協会（IEA）	昭和44	1969
24	国際第四紀学連合（INQUA）	昭和44	1969
25	国際鉱物学連合（IMA）	昭和45	1970
26	太陽地球系物理学・科学委員会（SCOSTEP）	昭和45	1970
27	国際自動制御連盟（IFAC）	昭和46	1971
28	国際栄養科学連合（IUNS）	昭和46	1971
29	世界工学団体連盟（WFEO）	昭和47	1972
30	国際経済史協会（IEHA）	昭和47	1972
31	世界気候研究計画（WCRP）	昭和48	1973
32	国際歴史学委員会（CISH）	昭和49	1974
33	国際薬理学連合（IUPHAR）	昭和50	1975
34	国際地図学協会（ICA）	昭和54	1979
35	国際実験動物科学会議（ICLAS）	昭和55	1980
36	アジア社会科学研究協議会連盟（AASSREC）	平成元	1989
37	国際北極科学委員会（IASC）	平成3	1991
38	国際微生物学連合（IUMS）	平成3	1991
39	国際農業工学会（CIGR）	平成7	1995
40	インターアカデミーパートナーシップ（IAP）	平成8	1996
41	国際土壌科学連合（IUSS）	平成16	2004
42	アジア科学アカデミー・科学協会連合（AASSA）	平成26	2014

※No40は分担金の支払い無

意思の表出と科学的助言機能の強化

赤字：日学の実組（第25期（2020-2023年）） 青字：日学の実組（第26期（2023-2026年）） 緑字：外部有識者の評価

○ 査読強化改革

第25期の意思の表出：勧告 1 声明 3 回答 3 提言 8 見解 37 報告 27

（参考：第24期：回答 3 提言 85 報告 23）

○ 今期の実組

分野別委員会の見直し、幹事会の下に分科会WGを設置（俯瞰的・分野横断的の観点から確認・調整）

*「高く評価出来る」一方、「さまざまなステークホルダーとの意見交換が定常的にできる仕組みを構築する必要がある」、「発出した助言のフォローアップが不十分」との指摘あり

(参考) 特徴的な科学的助言の例

○提言「第6期科学技術基本計画に向けての提言」(2019年10月)

⇒総合科学技術・イノベーション会議 第3回基本計画専門調査会(2019年12月)にて発表
博士課程学生への経済的支援の拡充が基本計画に採用

○提言「ゲノム医療・精密医療の多層的・統合的な推進」(2019年7月)

○提言「ゲノム医療推進に向けた体制整備と人材育成」(2020年8月)

⇒ゲノム医療法の制定(2023年6月)に貢献

○提言「倫理的課題を有する着床前遺伝学的検査(PGT)の適切な運用のための公的プラットフォームの設置 — 遺伝性疾患を対象とした着床前遺伝学的検査(PGT-M)への対応を中心に—」(2023年8月)

⇒医学・生命科学等の専門家及び法学など人文・社会科学の専門家が合同で審議
学術フォーラムの開催等を介して関係機関・団体及びその代表等との意見交換
広い分野の研究者で構成される日本学術会議ならではのテーマ

○革新的医療製品の評価技術を迅速に適格性認定するための5つの提言(2023年9月)

⇒産業界からのヒアリングや公開シンポジウムの開催等を介した、厚労省、内閣府、経産省等の行政機関、
各種研究機関、医療機器メーカー、製薬会社、病院勤務者等、幅広い関係者との意見交換を踏まえて検討

科学的助言の例：着床前遺伝学的検査（参考）

【提言】倫理的課題を有する着床前遺伝学的検査（PGT）の適切な運用のための公的プラットフォームの設置— 遺伝性疾患を対象とした着床前遺伝学的検査（PGT-M）への対応を中心に —
(令和5年8月29日公表)

着床前遺伝学的検査（PGT-M）とは

着床前遺伝学的検査（PGT）とは、体外受精で得られた受精卵を培養し、細胞を採取してサンプルとし、そこからDNAを抽出、増幅して遺伝子解析するゲノム医療技術。

特に遺伝性疾患を対象とした当該検査を「PGT-M (PGT for Monogenic/Single gene defect)」といい、これは重篤な遺伝性疾患を有する子の誕生を回避し、病気で苦しむ患者と家族に恩恵をもたらすことができる。一方で、親が望まない形質を持った子どもは作らないということも可能にし、生命の選択という生命倫理学上の重大な問題を孕んでいる。

現状及び問題点

現在PGT-Mに対する公的な規制はなく、日本産科婦人科学会（日産婦）が会員向けの規制を行っているのみであり、かつ法的根拠もない。規制の緩やかな外国におけるPGT-M受診も可能であり、医療の現場や社会が混乱している。

日本学術会議における対応

令和4年2月24日に第二部附置分科会として「第二部着床前診断、特にPGT-Mに関する検討分科会」を設置。生命科学分野及び人文社会科学分野の専門家が合同で審議を行い、学術フォーラム開催等を介して関係機関・団体及びその代表等との意見交換も経て、令和5年8月29日に日本学術会議として提言を発出した。

提言の概要

- PGT-Mにはメリットだけでなく、多くのデメリットがあり、無制限の技術の適用は好ましくないため、何らかの規制をすべきである。そして、その規制を日本産科婦人科学会という一学会に委ねるべきでない。
- ゲノム医療法等においては当該領域における国の責務を明確に規定しており、PGT-Mの規制においても、基本的な法律を整備したうえで、公的なサポートを受けアカデミアと社会が共同して設立するプラットフォームを設置すべきである。そのために、PGT-Mを含む生殖医療と生命倫理の検討を所管する公の機関の設置が必要であり、そこで「生まれてくる子どものための医療に関わる」生命倫理のあり方について審議・合意し、規範化を行う形が望ましい。

対話を通じた情報発信力の強化等

赤字: 日学の取組(第25期(2020-2023年)) 青字: 日学の取組(第26期(2023-2026年)) 緑字: 外部有識者の評価

○ 対話を通じた情報発信力の強化

- ・会長メッセージ動画の掲載
- ・ホームページのリニューアル
- ・「国際基礎科学年2022」に関するプロモーション動画、Twitter や YouTube の活用など広報の充実強化
- ・学術フォーラム等の情報発信時に一般利用者の多いインターネットサービス を利用することにより、国民が参加しやすい情報発信を可能に(若い世代への働きかけ)
- *「広報機能についてはよく改善されてきている」一方、「産業界との会合はもっと頻繁に」との指摘あり
- ・産業界のみならず、NGO・NPOも含め、社会の多様な主体との対話の推進を位置付け

○ 会員選考プロセスの説明責任の向上

- ・「第26-27期 会員候補者・連携会員候補者選考過程報告書」を公表

(<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/senko/25/26-27katei.pdf>)

○ 事務局機能の強化→予算措置が不可欠